

日本学術会議・安全保障と学術に関する検討委員会・審議の中間とりまとめに向けて

2017年1月6日

検討委員会・委員長 杉田 敦

専門家へのヒアリングを含む委員会における7回の審議、および部会、総会等における会員らの議論を通じて、以下の諸点が明確となってきた。これらの論点を確認・整理した上で、学術フォーラムにおける意見聴取等をふまえ、日本学術会議としての声明案を次期総会に向けて委員会として提案すべく審議を進めていきたい。

1 科学者コミュニティの独立性

- ① 日本学術会議が1949年に創設され、1950年、1967年に軍事研究を行わない旨の声明を発した背景には、科学者コミュニティの戦争協力への反省と、再び同様の事態が生じることへの懸念があった。
- ② 戦争は政治的決定によって行われたので、科学者も動員されたに過ぎず、したがって責任はないという立場に立つならば、科学者コミュニティが反省する理由はない。戦後の日本の科学者たちは、動員されたこと自体に責任があると考えた。科学者コミュニティが政府からの独立性を確保できなかったことを反省し、今後は独立性を確立することを誓ったのである。それは日本学術会議の「存在理由」にかかわる。
- ③ 科学者コミュニティが追求すべきは、何よりもまず、学術の健全な発展であり、学術の健全な発展を通して社会への貢献を行うことを目指す。
- ④ 広義の安全保障に関する研究のうち、一般的に、学術の健全な発展への影響にかんする慎重な検討を要するとされるのは軍事研究の分野である。
- ⑤ 科学者を代表する日本学術会議において、安全保障と学術との関係について検討する際の焦点は、軍事分野にかかわる研究の拡大・浸透が、学術全体の健全な発展に及ぼす影響である。

2 学問の自由と軍事研究

- ① いかなる研究が適切かの判断は、「学問の自由」の趣旨から個々の研究者に全面的にゆ

だねられるべきとの議論があるが、学術的な蓄積にもとづく科学者コミュニティの自己規律は学問の自由に反するものではないと考えられる。

- ② 学問の自由とは、学術研究が政府により制約されたり政府に動員されたりしがちであるという歴史的な経験をふまえ、学術研究の政府からの独立性を保障するものである。
- ③ 平和・福祉・環境などの普遍的な価値に照らして、科学者コミュニティが研究の適切性を判断し、自己規律を行うことは、学問の自由に反するものとは言えない。
- ④ 学術研究は何よりもまず、個々の研究者の自発的な研究意欲と、科学者コミュニティ内部の相互評価を基盤として行われるべきである。政府の各部門による、それぞれの行政目的に照らした選択的な研究助成は、行き過ぎれば、特定の分野を奨励する一方で、反射的效果として他の分野を抑制することにつながる。それは短期的には研究を活性化するように見えても、長期的には学問の自由の制約につながり、社会の持続的な発展を困難にするおそれがある。
- ⑤ とりわけ軍事研究の分野では、研究の期間内および期間後に、研究の方向性や秘密保持をめぐる、政府による研究者の活動への介入が大きくなりがちであり、他の分野と同列には論じられない。
- ⑥ 防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」では、将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿って審査が行われ、職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入の度合いが大きい。
- ⑦ 科学者は、自らの研究成果がいかなる目的に使用されるかを全面的に管理することはできない。研究の「出口」を管理できないからこそ、「入口」において慎重な判断を行うことが必要となる。

3 民生研究と軍事研究

- ① 民生研究と軍事研究との区別が容易でないのは確かである。それは科学技術に普遍的な問題である。しかし、こうした困難は他のさまざまな範疇（カテゴリー）についてもあり、区別が自明でないからこそ、どこかに線を引かなければならないとも考えられる。
- ② 基礎研究だから一律に軍事研究ではないとは言えず、軍事利用につなげることを目的とする基礎研究は軍事研究の一環である。

- ③ 日本の原子力研究では、民生と軍事とは区別できるとの前提の上に、軍事研究は行われていない。
- ④ 海外でも、民生研究と軍事研究が区別できないとは主張されておらず、区別を前提に、両者の間の転用（デュアル・ユース）が論じられているにすぎない。
- ⑤ 軍事研究から民生研究への転用（スピノフ）の効果が喧伝されてきたが、アメリカ等では軍事研究予算がふくらむ中で、民生分野でも可能な研究が軍事研究の名目で行われた面もある。今日では軍事研究の民生研究への劣後が言われており、スピノフのメリットは乏しい。
- ⑥ 民生研究から軍事研究への転用（スピノン）の効果は、防衛装備庁の制度等が主目的とするところであるが、民生部門の基礎研究を充実することで代替可能であるとも考えられる。
- ⑦ 情報技術分野のように、民生と軍事との区分が困難な分野でも、先端的な研究は主として民生分野で行われており、研究資金は産業的に獲得できるので、軍事分野の研究資金の必要性は乏しい。
- ⑧ 戦後日本では、民生分野を中心として学術研究が発展し、社会に貢献してきた。

4 安全保障と軍事研究

- ① 自衛権をどうとらえるか、専守防衛の個別的自衛権を認めるかどうか等については、さまざまな政治的立場があり、こうした政治的事項について、日本学術会議として意思決定することは適切ではない。
- ② 自衛隊の役割をどう評価するか、それが合憲か違憲か等についても、さまざまな政治的立場があり、こうした政治的事項について、日本学術会議として意思決定することは適切ではない。
- ③ 自衛隊の存立を認める場合には、当然に自衛隊の装備のための軍事研究が大学等でも広く認められるべきとの議論があるが、前項から後項がただちに導かれるわけではない。自衛隊を認めることと、大学等における軍事研究の是非とは独立した問題である。

- ④ 同様のことは、安全保障上密接な関係にある諸国の研究資金との関係でもいえる。そうした安全保障上の関係を認めるかどうかと、大学等の研究機関で軍事研究を行うべきか否かの判断とは別である。
- ⑤ 今問われているのは、従来は軍事研究を抑制してきた大学等の研究機関が、新たに軍事研究に関与すべきかどうかである。そのことの是非は、学術全体に及ぼす影響を総合的に検討した上で判断されるべきである。
- ⑥ 軍事技術の内部で、防衛目的の技術と攻撃目的の技術を区別できるとした上で、防衛目的の技術についての研究は認められるべきとの意見があるが、民生技術と軍事技術の区別以上に、防衛目的の技術と攻撃目的の技術の区別は困難である。防衛も攻撃も、武器等の破壊的手段によって行われる点では同じであり、両者の違いは行為の目的の違いによる（防衛用の銃の技術と攻撃用の銃の技術を区別できるわけではない）。技術が利用された段階で目的が確定され、行為の性格が定まる。

5 研究の公開性

- ① 学術の健全な発展にとっては、科学者の研究成果が広く公開され、研究者共同体によって共有されることが必要である。
- ② 軍事研究については、研究の過程でも研究後の成果に関しても、秘密保持が高度に要求されがちであり、研究が委縮するおそれが指摘されている。
- ③ 産学共同でも同様であるとの意見があるが、産学共同の場合、研究者の共同の相手方は企業等であって、公権力を有する政府を相手とする軍学共同の場合とは、研究者が受ける圧力の程度が大きく異なる。また、産学共同の場合、研究成果は知的財産等の形で公開される場合が多く、秘密が重視される軍学共同とは同列に論じられない。
- ④ 軍事研究では、海外への技術流出をおそれる観点から、輸出規制等の規制が伴う。アメリカでは、輸出規制の対象とする研究を一部に限定する等の対策もとられているが、日本では未整備であり、そうした状況で軍事研究を推進すれば混乱が生じかねない。なお、輸出規制は研究公開への制約のあくまで一部である。
- ⑤ 軍事研究を導入することで、大学等における海外の研究者や留学生等との国際的な共同研究に支障が出ないか、懸念もある。

6 研究機関や学協会による自己規律

- ① いかなる研究が適切であるかについては、学術的な議論の蓄積にもとづいて、科学者コミュニティにおいて一定の共通認識が形成される必要がある。
- ② 生命倫理分野の研究規律はすでに広く行われており、日本では原子力の軍事利用にかかわる研究は、「非核三原則」や法律に加えて学協会の自己規律によっても禁止されている。物理分野においても、軍事研究についての自己規律が試みられてきた。
- ③ 科学者の研究成果は、軍事目的に転用され、場合によっては攻撃的な目的のためにも使用されうる。大学等の各研究機関は、軍事利用を目的とするなど、軍事との関係が深いと推定される学術研究については、その適切性について、個別に技術的・倫理的に審査する機関を設けることが望まれる。
- ④ それぞれの分野の学協会において、それぞれの学術分野の性格に応じて、ガイドライン等を設定することも求められる。

7 研究資金のあり方

- ① この間の国立大学の運営費交付金削減等により、基礎研究分野を中心に研究資金不足が顕著となっている。そうした中、軍事研究予算により、研究資金が増加するとの期待が一部にある。
- ② しかし、軍事的な科学技術研究は民生的な科学技術研究と比べて、経済合理性等による制約を受けにくいので、軍事目的の研究予算の増大には歯止めがなく、他の学術研究を財政的に圧迫し、ひいては基礎研究等の健全な発展を妨げるおそれがある。
- ③ 厳しい財政事情の中でも、学術の健全な発展のためには、国立大学の運営費交付金の増額に加え、科学研究費補助金などの民生的な研究資金をさらに充実して行くことが望まれる。